

## 区長車の使用に関する基準の制定について

庁有車の管理等に関する規則第2条第3号に規定する専用車のうち、区長が専用するもの（以下「区長車」という。）の適正かつ効率的な使用に関して、今般、以下の通り基準を制定いたしましたのでご報告いたします。

### 1. 名称

杉並区区長車の使用に関する基準

### 2. 施行日

平成30年9月1日

### 3. 内容

別紙のとおり

### 4. 制定経過

より客観的な基準とするために、外部識者3名からの意見聴取を実施したうえで制定した。

《外部識者》

- ・安藤立美氏（東京都国民健康保険団体連合会理事長、元東京都副知事）
- ・池田克彦氏（公益財団法人日本道路交通情報センター理事長、元警視総監）
- ・菅野光明氏（杉並区公益監察員、弁護士）

<別紙>

## 杉並区区長車の使用に関する基準

平成 30 年 8 月 30 日

杉並 第 30919 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、杉並区庁有車の管理等に関する規則（昭和 60 年杉並区規則第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する専用車のうち、区長が専用するもの（以下「区長車」という。）の適正かつ効率的な使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この基準において公務とは、地方公共団体の長として、区長が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の役割を果たすために必要な用務をいう。

(区長車を使用する場合の判断)

第 3 条 区長は、公務遂行上、区長車の使用が必要な場合には、その使用により当該公務が円滑かつ安全に遂行でき、区政の発展、公益の増進等に資すると認められるか否かで判断し、なお疑義があるものについては、必要に応じて過去の裁判例その他の事例を参考とするものとする。

(区長車を使用することができる場合)

第 4 条 区長は、前条の規定に基づき区長車使用の必要性が認められる場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、区長車を使用することができる。

- (1) 区長の自宅と公務が行われる場所（区庁舎を含む。以下「公務場所」という。）の間の移動
- (2) 公務が連続する場合で、それぞれの公務場所の間の移動
- (3) 緊急事態への対応のために必要となる移動
- (4) 区長の身体的安全確保のために必要となる移動
- (5) 区長車を使用しなければ、公務の遂行又は区政に係る事務の進行に支障が出るおそれがあるなど、やむを得ない事由がある場合の移動

(使用履歴の記録)

第 5 条 区長は、前条の規定により区長車を使用した場合には、使用日、公務内容、公務場所その他必要な事項を記録するものとする。

(委任)

第 6 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。